

緊急雇用対策シリーズ③

中小企業緊急雇用安定助成金

の活用で、雇用の維持を！

休業手当の8割が補助されます

その③

改正情報

●助成率がアップします

休業等の実施により「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」を受給する場合、解雇等を行わなければ、助成金の額が増えます。

助成金上乗せの条件

助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せされます。

①	判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（初回計画届提出日の属する月の前月からさかのぼった6か月間）の月平均事業所労働者数と比べ5分の4以上であること
②	判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に、事業所労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと

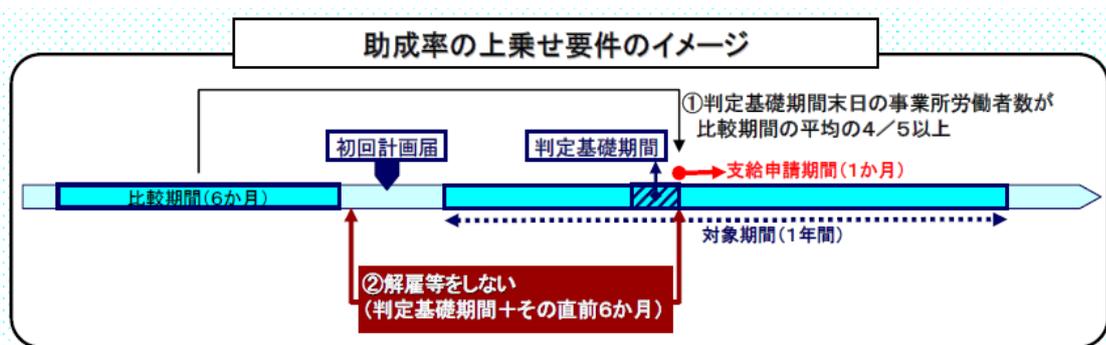
助成率

前記要件を満たしている場合、下記のように上乗せされます。

	通常の助成率	上乗せ後
雇用調整助成金	3分の2	4分の3
中小企業緊急雇用安定助成金	5分の4	10分の9

●教育訓練の要件が緩和されました

職業に関連する知識、技能若しくは技術の習得又は向上を目的とするもの、又は当該企業にとって今後の生産性向上につながると思われるものであれば、次に掲げるものを除き、幅広く認められるようになりました。



教育訓練の判断基準

【助成金の対象とならない教育訓練】

イ	当該企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられているもの。(例)入社時研修、新任管理職研修、中堅職員研修
ロ	法令で義務づけられているもの。(例)安全衛生法関係
ハ	転職や再就職の準備のためのもの。
ニ	教育訓練科目、職種等の内容に関する知識又は技能、実務経験、経歴を有する指導員又は講師(資格の有無は問いません)により行われるものでないもの
ホ	講師が不在であり、かつビデオやDVD等を視聴するもの

【助成金の対象となる教育訓練】

当該企業において通常の教育訓練カリキュラムに位置づけられていない限り、次の(例)のようなものについては、教育訓練として認められます。

(例) 技能向上、フオーキリフトやクレーン等の技能講習、経営哲学、マーケティング手法、品質向上やQCサークルのスキルアップ、語学、新分野進出に関する業務内容、ISO、コーチング技法、OA関係、財務分析、モチベーションの向上、メンタルヘルス対策、人事・労務管理、リーダーシップ能力開発、コミュニケーション能力開発

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>